

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年9月22日(水)
11時20分開会 12時15分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事 務 局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説 明 員
(1) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
町民生活課長：斉木良博、同課生活環境係長：奥田啓司
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・清水町空家等対策計画の策定について

(2) その他
・議会モニター会議の開催について
・その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申し出事項について
・清水町空家等対策計画の策定について

桜井議長：只今から全員協議会を開催したいというふうに思う。議会の後、引き続きよろしく願います。議題は町長からの申出事項ということで、清水町空家等対策計画の策定についてを御説明いただき、その後、質疑を受けたいというふうに思うので、よろしく願います。それでは、冒頭、町長のほうから御挨拶いただく。

阿部町長：全員協議会を開催していただき、ありがとうございました。この空家等対策計画については、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されてきていたが、その中に「市町村はその空家対策計画策定を定めることができる」と記載されていたけれども、今まで策定をしていなかった。そんなこともあり、この来る来年の4月1日からこの計画を5年間にわたって、まずは第1段階として5年間にわたって計画するというので、今回、その案について説明をさせていただくので、どうぞよろしく願いたいと思う。

桜井議長：それでは、町民生活課のほうから説明をいただく。

町民生活課長（斉木良博）：清水町空家等対策計画の案について説をさせていただく。

1ページ目である。1番、2番については今、町長の挨拶の中で触れたので、3番、計画の効果についてであるけれども、市町村が空家等対策計画を策定するというので、国の補助金、道の補助金をいただきながら事業が実施できるというのが効果、そのために必須な計画ということになっているので御理解ください。

では、開いていただいて、今回説明させていただく策定しようと思っている清水町空家等対策計画（案）について説明させていただく。表紙開いていただいて、1ページを御覧いただきたいと思う。計画としては、第1章から第3章、3章立ての中で計画を策定している。

第1章については、空家等に関する対策の基本的方針という内容で、5項目規定している。1番目に計画の背景と目的ということである。背景としては、先ほど町長からお話させていただいた、平成26年に国のほうで空家等対策推進に関する特別措置法が施行され、成立し、市町村の計画の策定について記載がされたということがある。目的については、清水町の中で安心して持続的に暮らせる良好な住環境、住まいの確保を目指して、空家の適正管理と有効活用を推進していくため、この計画を策定するものである。清水町としての宣言、町としての意思の表明というような意味合いもあると思っている。2番、空家等対策計画の位置付けと期間ということである。位置付けについては、国が策定した法律に基づく空家等対策計画ということになっている。国の法律、指針、ガイドライン等については、15ページ以降に一応資料として添付しているので後ほど御覧いただきたい。2ページである。計画の期間である。令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年間ということを計画期間として考えている。3番、計画の対象とする空家等の種類ということである。こちらについては、元々の法律の中で空家等という部分、それから特定空家等と2種類規定されており、その内容を記載している。特定空家等については、保安上危険となる状態のものについて定めているものである。4番、計画の対象とする地区と重点地区である。こちらについては4ページに図面も載せているが、対象としては清水地区、御影地区、農村地区というふうに3地区に分けて地区を設定している。その中で清水地区と御影地区の市街地、それぞれ下水道の認可計画区域、それから御影については御影集落排水の処理計画区域を市街地というふうに規定をして、重点的に取り組むという記載になって

いる。3ページ、5番、対策の基本目標と基本方針である。(1)に基本目標を記載している。空家の利活用と適正な管理について、地域の力を活かしながら、総合的かつ持続的な空家対策を推進するというのが基本目標になっている。(2)基本方針については太字で書いてある2点である。「空家を活用した住まいの確保と地域の活性化」、「安全で安心なまちづくり」ということを基本方針というふうに定めている。

4ページを御覧いただきたいと思う。第2章の空家の現状と課題ということで3項目記載している。1番目、清水町の現状ということで、先ほど申し上げた日常生活圏ということで3地区規定をしている。2番目については、5ページの(2)人口・世帯数の推移である。記載のとおりである。大きな2番目、空き家の状況について記載している。(1)については、北海道の空家の状況ということで概況を載せている。6ページを開いていただくと、清水町内の空家の現状ということで記載を7ページにわたって記載をしている。空家の現地調査については、平成29年と令和3年1月、それから3月に実施している。今把握している空家等の件数については、7ページの上段に記載をしている。清水市街については99件、御影市街については25件、農村地域については40件、計164件というふうに把握をしているが、空家についてはそれぞれ状況の推移があるので、その都度把握、集計等をしていきたいというふうに考えている。3番、町の空家対策の課題ということで4点ほど記載している。(1)については、所有者や地域に関する課題ということで5点ほど記載している。(2)については、市場に関する課題ということで、空家があってもほしい人になかなか行き渡らない、情報不足があるというような内容を記載している。(3)空家等の適正管理に関する課題ということである。高齢化であるとか相続によって空家の管理がなかなかでききれていないという状況がある中で、今後、維持管理や除却、それから利活用を含めて対策を立てていかなければならないということを記載している。除却については、廃屋解体撤去事業、解体費の一部について補助金を支出する事業を行っている。地区については、市街地に限定しているけれども実施をしているという状況である。また、利活用については、リフォームに関する補助などを実施している。それを活用して対策を進めていくというふうな内容になっている。8ページ、(4)空家等の利活用に関する課題ということである。こちらについてはこれからの課題ということで、住み替えの需要であるとか移住に関する空家の利活用であるとか、そのような内容を記載している。

9ページから第3章を記載している。空家等の対策である。こちらについては7項目の記載となっている。1項目目、空家等の調査ということで(1)から(3)まで継続的な空家等の実態調査をして、そのデータの管理・更新などを行っていくという内容になっている。大きな2番、住民等からの空家等に関する相談の対処ということで、住民の方からも相談はあるので、関係部署とそれから外部の関係団体と連携しながら相談体制を構築していくという内容を記載している。10ページをお開きください。(1)役場内部、庁内における空家等の相談体制ということである。関係部署、町民生活課、それから商工観光課、建設課ということで記載してあるけれども、庁内関係部署の連携を図りながら情報共有を図っている。窓口であるとか相談体制についての記載を(2)から(4)に記載をしているところである。11ページ、大きな4番、管理不良の空家等の発生防止、適正管理の推進ということで4項目を記載している。空家になる前の予防対策であるとか、空家になってからの適正管理、空家になって不適切というか、管理が行き届かなくなった住宅に対する行政指導、もしくは最終的には行政代執行などの措置の実施、(4)について、除却・解体補助制度という内容を記載していることになっている。大きな5番目で、空家等の活用の促進に関する事項ということで記載している。12ページをお開きください。(1)空家等の利活用に関する意識の向上ということである。空家問題に対する意識を町ぐるみで共有しようということ記載

している。啓発活動であるとか情報提供、相談対応を行っていく。(2)については、住み替えとかほしい方に情報提供するマッチングの支援を行っていききたいという内容になっている。今現在も行っているけれども、空家情報の提供、空家バンクというふうに記載しているけれども、空家情報の提供など、空家を求める人に効率的に、効果的に情報が提供できるような体制を整えていきたいという内容になっている。13ページ、(3)改修等による空家の再生、こちらについては、町としても支援をしていきながら、またはリフォームの助成なども活用しながら再生をしていくことを検討していくというような内容になっている。大きい6番、特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項ということである。特定空家という部分については、中段以降に①から④と記載してあるが、空家法の第2条第2項に記載をしている4項目、保安上危険な状態、衛生上有害となる状態、景観を損なっている状態、これ以上放置することが不適切である状態、この4項目について判断をして、周辺への悪影響であるとか、危険度、そういったようなものを総合的に判断して、特定空家等と判断をしていくというふうな考え方である。14ページをお開きください。■所有者等が不明な場合についての町の対処ということで記載している。法律の中でも記載がされているけれども、所有者がはっきりしている場合は、最終的には行政代執行という形の対応がある。所有者が不明な場合、連絡が取れないとかそういったような場合には、略式代執行というような措置を行えるということを記載している。7番、空家等に関する対策の実施体制に関する事項である。こちらについては、今後の実施体制ということで、役場内部の関係部署が連携して体制を構築していくこと、また、外部の関係団体とも連携を図っていくというふうに記載をしている。

15ページ以降については、資料ということで御覧いただければと思う。資料にはないけれども今後のスケジュールとして考えているのは、10月中旬から1か月間、町民意見提出制度、いわゆるパブリックコメントを実施して、この内容の周知、それから御意見等をいただくというふうに思っている。12月上旬にはいただいた意見に対する回答を行い、その後、計画内容の確定、決定をして、来年の4月1日から施行というふうなスケジュールを考えているところである。以上、説明を終わらせていただく。

桜井議長：今の説明に対する質疑があればお受けしたいと思うが、9番、中島里司議員。

中島議員：前にもちょっとお聞きしたような気がするが、空家という定義付けである。何かお話を聞いていたら、その所有者が住んでいて出た場合と借家として使っていた場合、そういうことで、私、解体をしたいという相談がちょっとあって、その中でその法律で決められている空家の定義、今書類をざっと見たが、なかなかちょっと見当たらなかったけれども、それについて定義があれば教えていただきたいと思う。それによってまた質疑をさせていただきたいと思う。

町民生活課長：まず法律の中で記載されている定義については、計画案の2ページに記載をされている。1番目が第2条第1項の空家等ということで、こちらについては建物、それから附属する工作物、物等、塀も入るかもしれないけれども、居住の用に使用されていないというような状態である、1か月以上とかそういったような期間で使われていないのが継続的にあるというのが空家というふうに提議がされているということである。特定空家等については、先ほど若干説明させていただいたけれども、空家が不適切な管理によって保安上危険があるものを特定空家等というふうに定めているというところである。

中島議員：放置されたものについての対応はいいのだけれども、たまたま何年も、かなりの長い間、建物を借家として使っていたのを出た時点で、いろいろ何か決まりがある中で、そうしたら所有者はちょっと、私は人のことを言えないのであるけど、高齢者なのである。出た後の周辺環境整備というのは正直いって大変だということで、たまたまある方がお手伝いしながら今のところはやっているようであるが、結局今言った、あまりに空いた時点でもう雨漏りもして、いや、たまたま私が言

ったら、もう聞いたものだから、もう一回貸さないのかと言ったら、もう雨漏りや何かがあって貸せないと。だから速やかに壊したいと言ったときに、要するに、この対策とはちょっと離れるかもしれないけど、速やかに解体したのだと。年齢的にも管理していくのは大変だし、中身、リフォームして貸すというわけにも膨大な費用がかかると。年齢的にも不安があるので速やかに処理したいのだという話も聞いていたのだけど、この辺はちょっとこれと離れるかもしれないけど、いずれ町の解体の補助のほうとつながるかも分からないのだけれども、結局それをもう少しスムーズにいくようにしなければ、壊そうとしている人が、逆にタイミングがずれてしまうと、また延び延びになってしまうと、縁起でもないこと言うわけではないけど、万が一というときに相続発生したらそう簡単に今度はいかないわけである。だから、そういうものに対しての、これと同時に解体を促進するという部分から、町で補助金を用意しているわけであるから、それらのかみ合わせについて、こちらでやるのか解体のほうでやるのか、補助のほうでやるのか、この辺について整合性というか促進をするという部分では何かもう少し一ひねり必要なと思うのである。その辺について、明快な答えがなくても方向性をお聞かせ願えればと思う。

町民生活課長：廃屋の解体事業補助金については、要綱によって実施をしているのであるけれども、まずは居住用の住宅というのを対象にしている。区域については、清水と御影の市街地ということを対象にして、これまで何年間、6年ほどであるか実施をしてきているという状況で、借家として使ってきた、事業用に使ってきたものは、現在のところ対象にはなっていないという状況になっている。以前に質問をいただいたこともあるのだけれども、現在のところ、住宅用に限っていて、1年以上の未使用の状態が継続しているというようなものを要件としながら、補助金の対応をしているというところである。この計画としては、除却という部分も記載をしているのだけれども、一番前提となる、基本的に考えているのは、やはり建物であるとかそういったものについては、あくまで所有者が適正に管理をしていくものだというのが基本となっているというふうに思っている。先ほどお話したとおり、高齢化だとかそれから相続によってなかなか管理ができないという場合については、指導というか行政指導的なことをしながら、行政も入ってその対応をしていくということにはなるのだけれども、やはりあくまでも所有者の責任がある。その部分の周知、啓蒙も図っていくというような記載となっているのがこの計画というふうに思っている。もう一ひねり必要だという部分についての答えがなかなか見つけられはしないのだけれども、現状としてはそのような内容である。

中島議員：その一ひねりというのが、もう今空いた状況で1年ということだけれども、今再度リフォームなりして、借家として貸せるという状況であれば別なのだけれども、実際にはもう無理だという状況の中で、それは何かと一番最初に言われたのは、築、建ててからもう何年、50年まではいないと思うのだが、45年以上たっているもの。だから空家1年とかっていうことと、それと築何年後経過したものについてとかそういう、もう国もここで決めているから町だけでいかないかもしれないけど、何かそういう方法で、何か一個でもそういう空家を減らしていくという考えからいくと、その辺も今答えにならないことと思うが、法的に許されるのであれば、そういうことも加味して、いま一度考えてもらいたいと思うが、それをお答えいただいて終わりにしたいと思う。

町民生活課長：築年数についての規定も決めていて、一応25年以上というのか、25年経過したものをそれから1年以上空家状態であるものの住宅に使っていたもの、住宅の用途の建物について対象にしているというのが現状である。農村地区であるとか事業用についても対象を広げてほしいというか、広げないのかというような質問、要望をいただいている、検討した経過はあるのだけれども、今のところはまだ市街地が重点的にやるべきではないかというような方向性で考えているという

ところである。

桜井議長：よろしいか。ほかに質疑はあるか。6番、佐藤幸一議員。

佐藤議員：13ページの大きな項目6番、特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項で、①番があるが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、この状態が本通3丁目北洋銀行跡に該当するものがあるのだが、これについて、町として対処できるものではないか。

町民生活課長：前回というか以前に8月15日、外壁の一部が脱落したという建物についての説明をさせていただいている。佐藤議員がおっしゃっているのは多分その建物だと思っただけけれども、その脱落したという状況を私たち、それから建設課、消防も含めて現地調査を9月7日に行った。13ページに記載している4項目を照らし合わせて、どのような状態かというのを判断したのだけれども、特定空家というふうに町として判定している。その特定空家に対する対応なのであるが、所有者というのは、登記上記載されている所有者がいるので、所有者に対して危険な状態だということで適切な管理をお願いしたいということは文書で通知を差し上げているところである。その先の部分について、今どういった方向で対処していけばいいか、若しくは処分していけばいいのかということを含めて、関係課等含めて協議をしながら進めているという状況である。

桜井議長：よろしいか。ほかに質疑はあるか。8番、口田邦男議員。

口田議員：ちょっとお聞かせ願いたいものだけれども、移住促進の関係で過去に空家を随分探して、特に農村部の空家がほしいということで、私もひとつ協力しているのだけれども、これらはこの事業とは全く無関係なのか。無関係とするならば、その促進事業とは全然別個なものなのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

町民生活課長：今の職の前が商工観光課で2年担当していたし、その中でも移住者が住まわれる住宅についての対応等もしてきたのだけれども、この空家等関係対策計画も処分するだけではなくて、利活用についても記載をしているところである。新たな施策というのはまだないのだけれども、先ほどお話をさせていただいたように、リフォームの部分についての補助金も現状としてはある。世帯が住まわれるような借家にリフォームした場合について一定程度の補助金を出したり、その借家の最初の入居者が町外者で移住してきたという場合については一定程度の補助金を出すというような制度もあるので、その部分も含めて空家等対策計画の中でも記載をしているし、今後も進めていくという考えである。

桜井議長：ほかに質疑はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようであれば、これで空家等対策計画の策定についての質疑を終わりたいと思う。

それでは休憩する。

【休憩 11：47（執行側退席）】

【再開 11：48】

桜井議長：それでは、休憩前に引き続き会議を開く。

(2) その他

・議会モニター会議の開催について

桜井議長：(2) その他、議会モニター会議の開催について、局長のほうから説明をしていただく。

田本局長：お手元に2枚ものの紙を御用意している。前回、全員協議会の中で、議会運営委員会委員長のほうから第1回清水町議会モニター会議について委嘱状の交付を

兼ねて10月の早い時期に開催をするということで御説明を差し上げていたかと思う。その後、委員長と協議を行って、10月5日、この日は模擬議会が午後1時半から2時間ほどの予定が組まれているけれども、その日の夜7時、この本会議場のほうでモニター会議を開催していこうということで、日程の確認を行ったところである。モニター会議の主題については別紙のとおりである。委嘱状の交付とモニター制度の説明等を行って、令和3年度の議会の活動についてということで、議会だよりの165号、166号を使って、モニターの方と意見交換を行うというような日程を組んでいる。こちらについては議会運営委員会の事業ということで、議会運営委員の構成の中で進行をしていくけれども、去年の意見交換会同様、議会運営委員会のメンバー以外の方については、この時間に議場内で開催される事業に傍聴という形で御参加をいただければというふうに考えているところである。もう一枚のほうは、議会モニターのほうに説明をする議会モニターとはというペーパーになっている。以上、議会モニター会議の運営の予定について御説明を申し上げた。

桜井議長：今の説明に対して何か御意見等はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、このような形の中で取り進めることとしたいというふうに思う。ほかに事務局から何か。

田本局長：今後の日程であるけれども、9月28日、清水高校で模擬議会の事前のリハーサルがある。御案内しているとおりに、事務局のほうで公用車の手配がかなわなかったため、大変皆様には申し訳ないが、町営球場のほうに御集合いただいて、そこから参加者まとまって高校のほうに徒歩で移動したいというふうに考えている。集合を1時10分で御案内していたと思うが、10分に集合して、皆さんの集まりを確認してから移動したいと思うのでよろしくお願ひしたい。御協力方お願ひしたい。

桜井議長：日程の確認であったが、9月28日の清水高校模擬議会リハーサルの集合時間、そして10月5日の夜のモニター会議であるけれども、よろしくお願ひする。以上である。

・その他

桜井議長：議員の皆さんから何かあるか。4番、中河つる子議員。

中河議員：その他でいいか。今回もそうであったが、議会の採決でいつもいろいろな議案が通らないということで、議会が停滞しているのではないかなというものが町民からも聞こえてくるけれども、議会の進め方というか、毎回こういうふうになるというのは何かやはり原因があるということで、それは執行側からの説明が足りないのか、私たちがもう少しそのところをきちんと聞いて、判断する材料としてもらっていないのか。最終的には議長が今回もあったように、6対6の後の議長の重い決断ということで決まるようになるのであるが、それが恒例化していくというのは、これは正しいことではないと思うのである。ということは、私たち議員一人一人の結果であるということでは、一人一人もやはりそこを考えていかなければ。これがいつもこのパターンになるということは町民からもどうしているのだろうと、どうなっているのだろうという疑問ばかりが湧いて、議会というのはそういうところなのかというふうに判断されてしまう。今回、この11月にも議会と話し合いがある。その中で議員と町民の報告会の中にも、議員のなり手についての話し合いの議題も出しているけれども、そういう中で私たちのやっているこういう中で、そういう議題を出してやっていけるだろうかという、私自身がそのことに対して町民に問えるだろうか、今の状態の中で、そういうことをすぐ感じるのである。やはりこのことをもう少しやり方というものを、どこに問

題があるのかも含めて、それぞれが考えることも必要であるし、もう少し前に進むにはどうしたらいいかを皆が考えていかなければ、この状態が続くというのはやはりいいことではないと思うのである。このことについてどうしたらいいかを皆でちょっと考えたらいいのではないかと私は思う。

桜井議長：今、中河議員のほうから貴重な意見をいただいたというふうに思う。これについて、ほかの皆さんの意見があればお聞きしたいと思うが、いかがか。8番、口田邦男議員。

口田議員：今、中河議員から意見が出された。即答で、即ここでいろいろな協議というわけにはいかないから、一応、御意見として聞いておいて、今後の議会運営についていろいろと進めていくということで収めておいたほうがいいのではと思うのだけれども。

桜井議長：ほかに。今日、補正予算の決定であったけれども、一部質疑の中で今後の進め方というか、鈴木議員と加来議員のほうから提言的な建設的な意見をいただいて、まさしくそのとおりでというふうに、現状もそうであるし、今の体制は町民にとって、また清水町にとってもいい方向ではないという認識は十分持っている。その上で、今後、いただいた意見というのはまさしくそのとおりであるし、よく議会と執行側というのは車の両輪というような言い方もされるけれども、それをしっかり前に進めるような形をぜひ取ってまいりたいと思うし、皆さんの御協力をいただいて、今後、執行側には今日も本当に補正予算ではあったけれども、もう今まで以上に丁寧な説明をしていただいた。そういったものが大切だというふうに私も思うし、議員のほうとしてもしっかりと、事前審査はできないけれども、議論をできるような場をしっかりと設けてまいりたいと思うし、私も前の全員協議会の中で質疑、質問の在り方についてもある程度提起をさせていただいた。いま一度、皆さんの中でそういった部分も含めて、しっかりもう一度原点に戻っていただきたいという思いを込めて、これから皆さんと共に、不肖、よい議長とは言えないかもしれないけれども、御協力をいただきながら進めてまいりたいと思うので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思う。

これについて、ほかにありましたらお受けしたいと思うが、ないか、4番、中河つる子議員。

中河議員：もう一つなのであるが、今回、私は一般質問に質問事項を出して、提出の日に議長並びに事務局員を交えながら私の質問について話し合われて、そしてそれでよしとして、私はそれについて質問をしようと思ったのであるが、議運の開かれた午後からそれではだめだということで電話が来て、内容について直したのである。それは電話でのやり取りということで、それでそういうことがあっていいのかなど。私は議運のところには入っていないので、自分の意見を言うこともできなくて、電話での話合いだったのであるけれど、そういう中で、やはり質問の内容が多少変わり、そしてそれに対しての関係法令を使った内容にちょっと変わってしまったわけなのであるが、そういうものというのは、いつ、私は今回初めてそういうふうになったのであるが、皆さんにもそういうふうになっているのか。それとも、その内容について、もしかして判断ができないような内容であれば、私の質問に対して判断ができないような内容であるのだったら、関係の係の方を呼んでもらってでも、そういうことを内容を精査するとか、これではだめな部分はここがだめだと言われるのだったら、私は納得できるのであるが、そうではない、いないところでのこの言い方ではだめだとか、そういうことで直されるというのは、ちょっと私にとっては納得できない部分があったのである。であるから、そういうふうになるのだとすれば、やはり必要な専門的な人に来てもらって話して、そして納得するように話してもらえればいいのだけど、そういうこともあると思うのである、議長、事務局長とかそういう人たちの、いろいろなこと質問するものであるから、範疇外というかそういうものもあると思うのであるが、そういう場合に対して、そういう専門家を入れるとか、そういう方法も考えたら、私は今

回の質問に対してそういうような後から変更されるとか、そういうことにはならなかったのではないかと思うのだけど、こちら辺りどうであるか。

桜井議長：今の中河議員の一般質問の受付については、本当に議長と事務局で対応している。それは今までも同じなのであるが、その後、それについては、いろいろ御本人が通告しているので、どういった趣旨であるとか、内容についての確認は今までもしていると思うのであるが、それで一般質問として議会運営委員会に上げると。上げた中でそれなりに意見も出る場合も、出ないほうもあると思うのであるが、やはりそういった部分について、この部分も合わせて質問としていかなものかとか、いろいろなものがあつた場合には、しっかり御本人と相談しながら、またいろんな一般質問の会議規則もあるので、そういったものも含めてしっかり対応していかなければならないと思うのである。今回のことについては、今後しっかりそういった部分がいいのか悪いのかというのをきちんと確認した上で質問できるような形というのは、常に取っていかなければいけないというふうには私は思っているのであるが、いかがであるか。

中河議員：私がそれでそれを聞いたとき、あとは議運に議運以外の人も傍聴はできるということで、これからは傍聴に行かなかつたらだめなのかなというふうには私は考えたのであるけど、傍聴に行ったから発言できるかどうかは私は分からないけども、そういうふうにならないためにはどうしたらいいのかなと。しっかりそこで考えて議運の中でもそういう話し合いをされて、ここがいいとかと、そうだとすれば、またそういうふうに変えられるおそれがある、そういうことにもなりかねないなと思って、そこを何とかはつきり受付のときにそういう対策を取る方法を取ってもらえば、そういうことにはならないのではないかと思うのであるが、いかがであるか。

桜井議長：通告については本当に議長と事務局のほうでしっかりその辺も精査して、しっかり対応したいというふうには思うし、貴重な意見をいただいたというふうには思っているの、今後通告に当たって、より慎重に進めてまいりたいというふうには思う。あと事務局からは何かあるか。

田本局長：一般質問の今いただいた受付については、一番最初は通告を受け付けるときに私と議長のほうで確認、内容も当然確認をして受け付けるわけであるけれども、そのときに確認の部分で幅広い視点での思い至りがない部分というところもあつた。その関係で今回、議運の中では通告いただいた質問の中の数値的な部分、確認の部分というのが広く一般的に通用する部分なのかどうか、その辺が課題ということで、事務局の私のほうを通して中河議員のほうにお電話を差し上げて、そういったところの御意見があるというところで公的な議論になっている部分、そういうものに何か説明が変更できることはないだろうかというお話をさせていただき、個別の町村のデータという質問の通告から外した形で、当日、再質問でその辺は質問をされたというところかと思う。その辺については、一般質問をする上で広く通用している事実かどうかというところがそのときには課題になったというところであるので、後々、再質問の中で国の会議の中でもこういったことが取り上げられたという説明を私、再質問を聞いていて、その辺については当時通告のあつた日、またお電話したときには、その辺の部分については、双方とも確認はできていなかったものであるから、議員御本人の望む一般質問ではなかったかもしれないけれども、事務局としては一応議運で出された課題というものに対して、御本人と話を調整をしたというふうには受け止めていたので、一方的というふうなことを受け止められていたというところであれば、その辺については今後の対応等でまた注意をしながら取り扱っていきたいと思う。

中河議員：ということは、これからも議運の中でそういうことがあつたときには変更になり得るということもあるのである。それが後から電話のやり取りであるので、なかなかそこで行って話すのとはまた違う、書類も見せられない、そういう中での電話であるので、そこは質問者の思いはなかなか通じないところがある。それを

どういふふうになればそういうことにならないかなと対策を私は考えていたのであるが、今回は終わったのであるが、今後のときにどういふふうにしていけば、こういうふうな議運の中で変更とかそういうふうにならないようにできるかどうか、そういうのがまた疑問としてちょっと残るのである、今のままでは。

桜井議長：12番、高橋政悦議員。

高橋議員：今の中河議員の、私、議運のメンバーとして、そのときの経緯というのが、要するにその経緯、なぜこういうことになったかというのは中河議員、御存じないということではないか。

中河議員：経緯というのは、あのときのハッシュタグみんなの生理っていうその団体を皆が知らないから、それを使えないというふうに言われた。

高橋議員：申し訳ないけど、そこまで分かっている、誰も知らない団体、そのデータの信憑性、それらがはっきりいって信憑性があるかどうかというところが問題になって、これ、はっきりしていないのだから外したほうがいいのではないかという、議運の中でそういう話になって中河議員に聞いてみようかということになったという経緯なのである。だから、どうしてもこのデータは正しいものだというふうにならなければ、中河議員が説明できて、変える必要がないというのであれば、その旨電話でもいいから言ってくれば、こちらとしてはそこまで削除に至るといふか、文章を変えるっていうことまでやらなくても済んだことなのであるが、その団体が行ったアンケート調査、そのデータ、実際に困っている人が、あのときのやつは33%なんていう数字が出ていたけども、どう考えても日本に照らし合わせて、隅々に照らし合わせて、その数字っていうのはおかしいのではないかっていうのがこの発端であって、それでもそれを証明できる中河議員がいれば、あんなことにはならなかったということなので、あのとき変えてくださいという命令ではなかったと思うのである。これは変えることができるかということだったと思う。議運のメンバーが訳も分からずに反対している、だから文章直された、そういうふうにならざるを得ないのだったら、ちょっと議運としては心外だということである。

中河議員：電話であるから、そこに私がいたわけではないのであるから、電話でそれを言えばよかったという、それは平等ではないと思う。そして、その団体というのは、この問題はもう春からいろいろ新聞にも出ていて、新聞の資料もそのときも持っていたのであるが、ハッシュタグみんなの生理というのはこういう団体だと新聞に何回か出ていて、こういうふう随分みんなに認知されているなという、そういう中での私は質問、それでそういうものが実績というか、その数字が国の政府のほうもそういう対策をなささいという根拠として使われたものだというふうには私は捉えていたし、そういうことであつたので私は入れたわけであるけれども。電話でのやり取りでそういうふうにならざるを得ないのは、私のほうが心外だというふうにする。そうだとすれば、質問者皆が議運のところに行って、そしてそういうときに自分の意見が言えるような、そういう場をつくってほしいと私は思う、そうやって言われるのであつたら。その場にはない電話でのやり取りでそういうふうにならざるを得ないというのは、出したほうとしてはなかなか納得できないものがある。

桜井議長：11番、加来良明議員。

加来議員：一般質問の取扱いについては、過去にも、やはりそういうこともあつた。一般質問は議長権限での受付であるから、議長が全てその権限がある。議長が取り消すことも規則的にできる。それで議長が受け付けた時点で、いろいろと事務局と聴取しながら精査した上で議運に上げるわけであるから、基本的には議員の発言というものは一番尊重される重いものだと思う。その中で問題があるというときは、議長の権限であるから、しっかり議長から本人に、こういう事情で議運で課題になっている、一度自分で受け付けたけれども、こういうところはちょっと精査していただけないかとかつていうことでやってきた、今まであつたとき。それはあくまでも議長権限である。それで議運の中で、先ほど言ったように執行側の

議件についてもしっかりと精査して、課題があるのではないか、問題あるのではないかと議論するのが議運であるから、そこで疑義があるときは、本人と調整するのは議長である。それで直せないなら、直せないままにどう対応するかと議論するのも議運であるし、最後は議長の権限で、本人の承諾を得た上でこのままやるか、修正した上でやるか、取り下げるか、議長権限でやはりやる、しっかり本人に説明することが必要であったと思う。

桜井議長：今、本当に貴重な意見をいただいた。私の至らなさもあると思うけれども、内容を変えることで一般質問の議員の思いが変わってしまうようなことがあってはいけないと思うし、また、そういったものがきちんとしたルールに則っているかどうかということも、しっかり議論する場も必要と思うのであるが、以後、受付に当たっては議長、事務局であるけれども、最終的に議運に、今加来議員から言われたように、議長からしっかりそのことについて質問者と相談をしながらしっかりと対応してまいりたいと思うが、そういったことでよろしいか。中河議員。

中河議員：よろしくお願いします。

桜井議長：ほかに皆さんのほうから何か質疑はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、これで全員協議会を終わらせていただく。大変御苦労さまであった。

【閉会 12：15】